

出島処分場事業に係る今後の対応について

令和3年6月24日
産業廃棄物対策課

1 要旨

- 出島処分場については、地元の皆様と締結した協定書等に基づき、県及び広島県環境保全公社が連携し、受入廃棄物の確保や、環境対策の徹底、地元の皆様への情報の提供等について、その履行に努めてきたところである。
- 一方で、リサイクルの進展に伴う最終処分量の減少等により、見込んでいた埋立量が確保できず、県・公社が連携して様々な埋立量確保策を講じてきたが、廃棄物受入期間の10年間で埋立を終了することが困難となっている。
- このため、地元代表者及び関係行政機関で構成する出島協議会において、事業期間の延長を含めた出島処分場の今後の対応について、協議を開始したい旨の申し入れを行ったところ、御理解を頂いたことから、今後、地元の皆様の意見を幅広くかつ丁寧にお伺いしながら協議を進める。

2 現状と課題

〈出島処分場整備に当たっての地元との約束〉

- ・ 出島処分場は県内管理型廃棄物の適正処理の受け皿として、市町や産業界の要望により、平成11年に計画され、平成26年6月に供用開始した。
- ・ また、廃棄物の受入期間については、広島市の都心部に近接し、かつ、広島海の玄関口に位置していることから、地元住民の生活環境への影響等の不安の中で負担を軽減するため、10年間で終了することとしている。

〈出島処分場の埋立の状況〉

- ・ 各種リサイクル法の施行等を受けた最終処分量の減少により、平成26年6月の供用開始当初から埋立量が見込を大幅に下回る状況が続いている。
- ・ これを受け、県と公社が連携し、排出事業者への搬入要請や処分料金の見直し等、様々な埋立量の確保対策を実施し、多量排出事業者からの搬入が実現したこと等により、受入量は年々増加してきているが、計画埋立量に対する令和2年度末の埋立率は約17%に留まり、10年間で埋立終了は困難な状況となっている。

【全体計画埋立量に対する埋立率】

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	計画埋立量
廃棄物受入量 (単年)	0.5万m ³	1.5万m ³	3.0万m ³	2.9万m ³	4.6万m ³	8.5万m ³	10.6万m ³	—
うち災害廃棄物	少量	少量			0.3万m ³	2.9万m ³		
廃棄物受入量 (累計)	0.5万m ³	1.9万m ³	4.9万m ³	7.8万m ³	12.4万m ³	21.0万m ³	31.6万m ³	190.0万m ³
埋立率	0.3%	1.0%	2.6%	4.1%	6.5%	11.0%	16.6%	100.0%

※ 端数調整のため、累計値が一致しない場合がある

3 今後の埋立見込量について

(1) 新たな大口搬入の確保

令和 2 年度に入り、これまで搬入要請を行ってきた事業者から大口の搬入相談が複数あり、受入に向けた調整を進めてきた結果、搬入の確約に至り、新たに県内廃棄物を年間約 6 万トン確保できる見込みとなった。

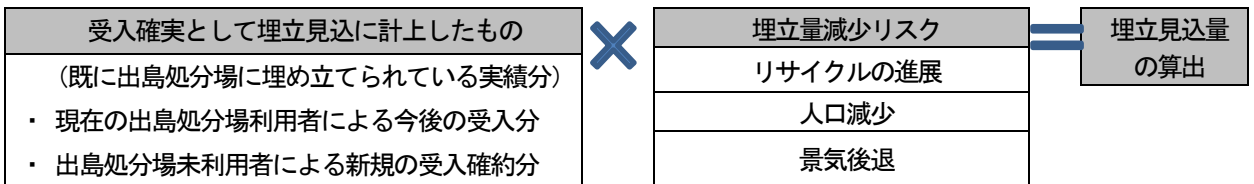
- ・ 県西部の複数の事業者が、新たにリサイクル事業を開始することに伴い、大量の残渣が発生するもの
 - ・ 県東部の事業者の設備更新に伴い、大量の廃棄物が一時的に発生するもの
 - ・ 既存の排出事業者の搬入量が増加するもの
- } 年間
約 6 万トン

(2) 出島処分場の埋立見込

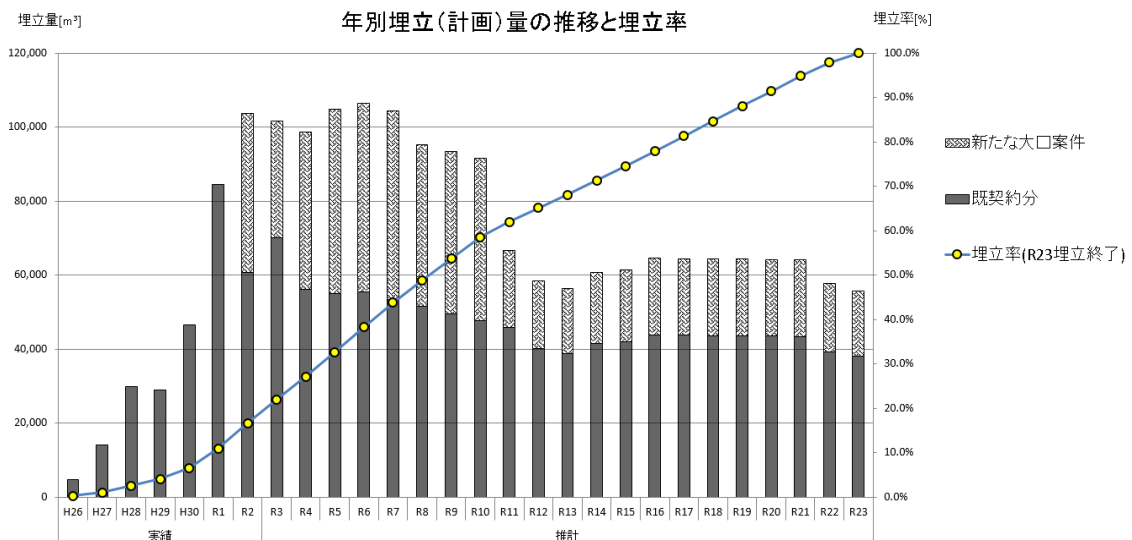
出島処分場の今後の埋立見込量について、現在受入が確実なものに限定して計上し、これに今後の景気後退等による埋立量減少のリスクを考慮し、厳しめに推計[※]すると、

- ・ 地元と約束した 10 年間 (H26.6 ~ R6.6) の埋立見込量は、約 60 万 m³ になり、計画埋立量に対する埋立率は約 3 割になる見込みである。
- ・ 出島処分場が計画埋立量に達するには、更に 18 年間程度 (R6.6 ~ R23 年度末) の期間が必要と見込まれる。

※ 埋立見込量の推計方法



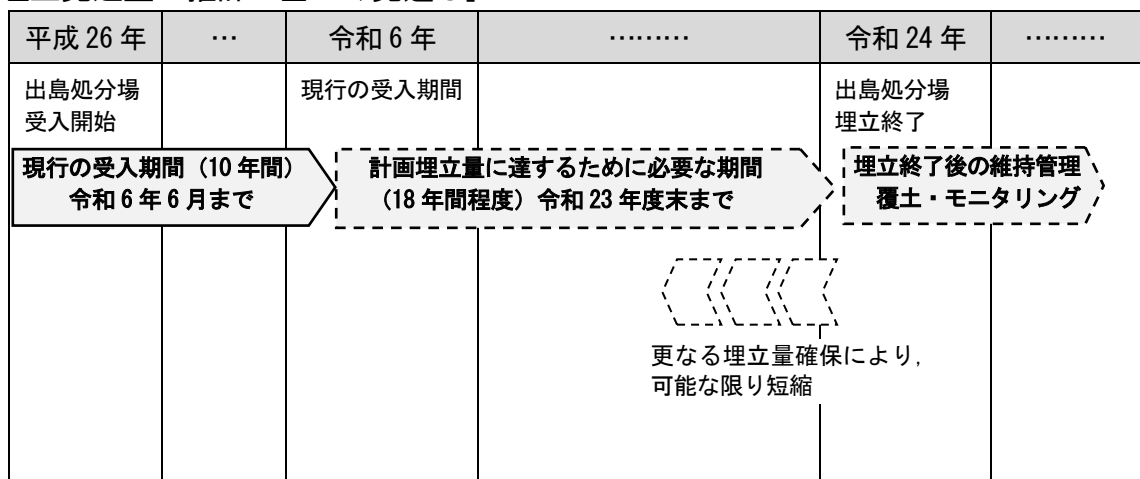
- 受入可能性はあるが、未定のため、埋立見込に計上しなかったもの
- ・ 今後発生する災害 (豪雨災害・地震災害) に伴う災害廃棄物の受入分
 - ・ 現時点で搬入確約されていない新規受入分
 - ・ 今後発生が見込まれる公共工事に伴う建設残土等の受入分



(3) 更なる埋立量の確保

- 搬入の確約には至っていないが、複数の排出事業者から大口の搬入相談を受けており、調整を進めているところである。
- 引き続き、更なる埋立期間の短縮に向けた取り組みを続けるとともに、海上からの廃棄物受入体制の活用による搬入手法の多用化や、陸上搬入車両の増加抑制による環境対策を検討する。

[埋立見込量の推計に基づく見通し]



※ 見通しはあくまで推計結果であり、事業期間の延長については今後地元と協議する。

4 今後の進め方

- ・ 出島処分場については、これまで、様々な埋立量確保策を講じてきたところであるが、地元協定に基づく廃棄物受入期間の 10 年間で埋立終了することが困難となっている。
- ・ このため、地元代表者の皆様等で構成する出島協議会において、これまでの取組状況や、今後の埋立見通しを説明させていただき、事業期間の延長を含む今後の対応について、協議をさせていただくこととした。
- ・ 今後、地元協議会の場や、地区毎に個別に御意見を伺うなど、幅広くかつ丁寧に協議を進め、現行の廃棄物受入期限までの適切な時期に、地元の皆様の御理解を頂けるよう取組を進めて行く。
- ・ 併せて、新たに確保した大口案件の確実な受入や、更なる埋立量の確保に全力で取り組み、可能な限り埋立期間の短縮に努めるとともに、引き続き、協定で定める環境対策等について徹底を図る。